

## 「成年後見制度の概要と法務局の役割」を開催しました



平成23年3月4日講座を開催しました。講師に高松法務局戸籍課 平野さんをお迎えしました。

平成12年4月1日民法が改正され、禁治産・準禁治産制度にかわって成年後見制度が設けられました。

判断力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）を保護し、支援するための制度で、法定後見制度と任意後見制度があります。法定後見制度はすでに判断能力が不

十分な人の判断能力を補うための制度で、本人の判断能力に応じて後見、補佐、補助の3種類があります。任意後見制度は将来、判断能力が不十分になったときのために、誰にどのように支援をしてもらうかを、前もって、契約により決めておく制度です。

法定後見の開始までには、申立て、審理、法定後見の開始審判・成年後見人等の選任、を経て審判の確定となり、多くの場合、申立てから法定後見の開始までの期間は、4ヶ月以内となっています。

後見人は、被後見人の財産を管理し、また、財産に関する法律行為について代理します。成年被後見人のした法律行為は取り消すことができ、悪徳商法の被害にあうことも防げます。一方、後見人が被後見人の財産などを勝手に処分するなどのトラブルも生じています。

せっかくの制度ですので、有効に活用されることが望まれています。

受講生の中にも、身近に認知症の家族や高齢者を抱える方もおいでになり、真剣に聞き入っていました。

